

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北但行政事務組合(以下「組合」という。)が行う熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設(以下「施設」という。)の整備にあたり、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取組みについて検討するため、広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し検討するものとする。

啓発機能等施設の整備計画に関すること。

施設周辺環境の保全方針等に関すること。

その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、組合管理者が委嘱する。

施設に関し学識経験を有する者

自然環境に関し学識経験を有する者

地元地区(森本区・坊岡区)から選出された者

環境衛生団体等の関係者

市民・町民

組合構成市町の職員

2 前項第5号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は前条第1項第1号に掲げる者のうちから、副委員長は同項第2号に掲げる者のうちから委員会で互選する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができ

ない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、公開する。

2 委員会の会議において使用した資料及び会議の概要は、組合ホームページ等において公開する。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、会議において使用した資料又は会議の概要を公開することが適当でないとき、委員会が認めるときは、公開しないことができる。

4 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会傍聴要領の例による。

(専門部会)

第8条 委員会に専門の事務を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会長は会務を総括し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるときには、その職務を代理する。

6 専門部会の招集及び運営方法等は、委員会の例によるものとする。

(委員の報償)

第9条 委員の報償は、北但行政事務組合謝金及び実費弁償支給基準の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合施設整備課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(試行期日)

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会組織（案）

要綱第4条第1項による区分	委員数
施設に関し学識経験を有する者	2人
自然環境に関し学識経験を有する者	2人
地元地区（森本区・坊岡区）から選出された者	2人
環境衛生団体等の関係者	3人
市民・町民（公募）	3人
組合構成市町の職員	1人
合 計	13人